

平成 30 年
岩手県教育委員会臨時会
10 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

平成 30 年 10 月 岩手県教育委員会臨時会議事日程

平成 30 年 10 月 31 日（水）午後 0 時 30 分

第 1 会期決定の件

第 2 議案第 29 号 県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会設置要
綱の制定に関し議決を求めることについて （学 校 調 整 課）

閉会

議案第 29 号

県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会設置要綱の制定に関し議決を求めることについて

次のとおり県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会設置要綱を制定することについて、議決を求める。

県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 県立学校児童生徒の重大事案(「学校生活に関わって発生したと疑われる自殺及び死亡事故等」をいう。以下「当該事案」という。)について、必要な調査、検証、考察を中立かつ公平に行うとともに、今後の再発防止に資することを目的として、県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 当該事案に至るまでの事実経過及び背景を調査、検証すること。
- (2) 当該事案に至るまでの事実経過に関し、当該事案に関わる児童生徒(以下「当該児童生徒」という。)が在籍した学校(以下「当該学校」という。)の対応を調査、検証すること。
- (3) 前2号で明らかになった事項を踏まえて、当該事案と学校生活との関わりについて考察すること。
- (4) 第1号及び第2号によって明らかになった事項を基に、当該学校及び岩手県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)による当該事案への対応の妥当性について考察すること。
- (5) 今後の再発防止に関する提言等(以下「提言」という。)を行うこと。

(組織)

第3条 調査委員会は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験のある者のうちから、当該学校、県教育委員会、当該児童生徒又は当該児童生徒の保護者(以下「当該保護者」という。)と利害関係を有しない者6名以内をもって組織する。

- 2 委員は、各分野の職能団体等の推薦に基づき、県教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から第8条第1項の報告が終了した日までの期間とする。
- 4 県教育委員会は、委嘱した委員について、当該学校、県教育委員会、当該児童生徒又は当該保護者との利害関係を有するなど、中立かつ公平な調査の実施に支障をきたすおそれがあると認めるときは、当該委員を解嘱するものとする。

(委員長)

第4条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、調査委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(調査委員会の中立性、公平性)

第5条 調査委員会は、中立かつ公平に調査を行うものとする。

(会議)

第6条 調査委員会は、委員長が招集する。

- 2 調査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議は、原則として非公開とする。ただし、情報公開条例(平成10年岩手県条例第49

号) 第7条第1項各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合は、委員長が調査委員会に諮って、会議の全部又は一部を公開することができる。

- 4 調査委員会は、会議を開催したときは議事録を作成しなければならない。
- 5 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求める等必要な調査をすることができる。
- 6 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査員)

第7条 調査委員会に、所掌事項を遂行するための必要な調査を行わせるため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、当該事案の調査に必要な学識経験その他専門性を有する者であつて、当該学校、県教育委員会、当該児童生徒又は当該保護者と利害関係を有しない者のうちから、全委員の了承を得て、委員長が県教育委員会に推薦し、県教育委員会が委嘱する。
- 3 第3条第4項の規定は、調査員について準用する。
- 4 調査員は、調査委員会の指示により、調査委員会の行う調査を補助し、業務を終えたときは、書面により速やかに調査委員会に報告する。

(報告及び公表)

第8条 調査委員会は、所掌事項に係る調査及び審議を終えたときは、報告書を作成し、県教育委員会に報告するものとする。

- 2 調査委員会は、資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。
- 3 県教育委員会は、第1項の報告を受けたときは、速やかに当該保護者に報告するものとする。
- 4 県教育委員会は、当該保護者の意向等を踏まえ、報告書の公表の可否について判断するものとし、公表する場合には、プライバシー保護等のため、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をするものとする。
- 5 県教育委員会は、報告書の内容を踏まえ、提言を実現するために必要な措置を講じるものとする。

(秘密を守る義務)

第9条 委員及び調査員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 調査委員会の庶務は、県教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月31日から施行する。

平成30年10月31日提出

岩手県教育委員会教育長 高橋 嘉行

理由

県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会設置要綱を制定しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。